

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年4月6日(月) 午前10時00分～午前10時45分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11		12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	(欠員)	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	往見康範	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	11	上田健二	12	川本由紀美		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第24号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第26号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から令和2年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中17名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。
本日、11番 上田健二委員、12番 川本由紀美委員より欠席の報告を受けております。
また、現在推進委員1名の欠員となっております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、36番 往見康範委員、37番 菊地久美子委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第23号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、蔵川字高瀬外の土地、田2筆・2、293㎡、畑10筆・3、784㎡は贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き、水稻、野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、1件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

14番 失礼いたします。
1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。
当案件は、親族である譲受人に贈与にて所有権移転をするものになります。
申請地は、大川公民館蔵川分館から西約600mにある譲受人の自宅付近にある農地、田2筆と畑10筆になります。一部、遊休化している農

地もありましたが、今後整備を行っていくとのことでした。

譲受人は高齢ではありますが、精力的に農業をされており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第24号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(専門員兼農地係)

失礼いたします。

議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の2ページから5ページを併せてご覧ください。

1番、白滝の土地1筆です。

申請人は、プラスチック加工業を営む個人事業所を引き継ぐことになったが、現在の事務所が堤防工事により立ち退きとなるため、私所有の申請地へ移転し事務所等として利用するものであります。

申請地は、大洲市内中心部から北北西に約8.9kmのところ

に位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料2ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

30番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の2ページから5ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可有り次第、金融機関からの融資により着工するとのことであり問題な

いものと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、所有者からの同意を得ております。また、造成の際には、土留めやコンクリート壁を設置して土砂流出に努めるなど問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案は願いのとおり許可取り消しとすることに決定いたしました。

次に、議案第25号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから19ページまでを併せてご覧ください。

1番、若宮の土地、251㎡の案件は、現在借家にて家族3人で生活しているが、子供の成長に伴い家財道具等も増え、現在の住宅では手狭となっていることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約1.5kmのところ position し、都市計画法第1条第1項に規定する用途地域（第1種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、成能の土地、190㎡の案件は、現在、森山にて建築業を営んでいるが、現在の建築材加工場が在庫建材で余地がなく、加工前の建築材置き場がないため、新たに資材置場を整備するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約9.7kmのところ position し、農地の一定規模以上の集団性のない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、春賀の土地、300㎡の案件は、当事業所は、リハビリ施設、

デイサービス施設、障害者支援施設等を運営しているが、施設入所者のためのリハビリ運動場が不足し不便であることから、新たにリハビリ運動場を整備するため、事業地の隣接地である申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.4kmのところのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性のない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず地元委員さんから説明を受けたと思います。1番。

2番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の6ページから10ページを参考にしてください。申請地は、8ページの位置図のとおり、喜多児童館の北側に隣接する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、9ページの地番地目図のとおり東側に隣接農地がありますが、本件の建物は平屋の計画であることのほか、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

14番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから15ページを参考にしてください。申請地は12ページの位置図のとおり、大川連絡所から北東へ約250mに位置する農地です。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり周辺には国道や雑種地、河川に囲まれており農地がありませんので、問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

6番

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。申請地は、18ページの位置図のとおり、三善連絡所から北北西に約1.2kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり周辺に農地は含まれていないことから、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はござ

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第26号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたしま

す。事務局の説明を求めま

事務局
（専門員兼農政係）

失礼します。

議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の4ページから、ご

覧ください。「新規」案件のみを説明させていただきます。

1番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

3番及び5ページの4番、里芋を栽培するため、貸借権を6年間設定します。

5番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

6ページです。

7番、水稻を栽培するため、貸借権を5年間設定します。

8番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

9番、桑を栽培するため、貸借権を10年間設定します。

10番、野菜を栽培するため、貸借権を10年間設定します。

7ページです。

12番、果樹を栽培するため、貸借権を10年間設定します。

13番、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定します。
なお、再設定の案件につきましては、議案書の確認をお願いします。
以上、利用権設定・件筆数、14件・23筆、利用権設定総面積、36,253㎡。
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。